練馬区における取組み 1

農家の支え手となる人材の育成 ~「練馬区農の学校」を開校~

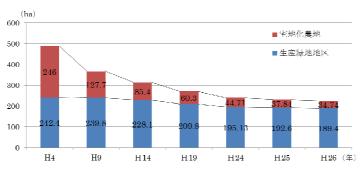
練馬区産業経済部都市農業課 農業振興係長 中村 俊一

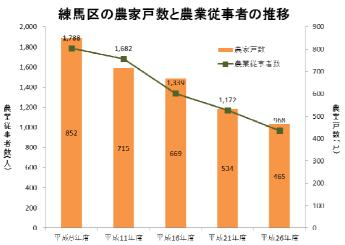
1 練馬区の農業

練馬区は、東京 23 区内にある農地の 4 割に当たる約 224 ヘクタールの農地を有しています。23 区内では最大の広さです。大都市の利便性を享受しながら、農の豊かさを感じられる都市であることが練馬区の特徴です。

区内農家の多くは少量多品目の野菜や果樹、花卉を生産しています。その出荷先は、全体の4割強が区内に約300か所ある庭先直売所ですが、そのほかにも市場や共同直売所、レストランやスーパーなど多岐にわたっています。また、農業体験農園やブルーベリー観光農園など都市農業の魅力を生かした農業経営が展開されています。

練馬区内の農地面積の推移





2 農家が抱える課題

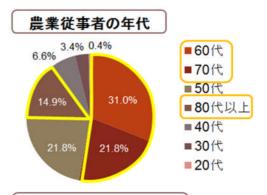
練馬区は、全域が都市計画法による市街化区域に指定されていることもあり、都市化の進展により、農地面積はこの20年間で約2分の1に減少しました。

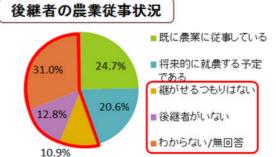
また、農地の減少に伴い、農家戸数や農業従事 者数も減少傾向(下図参照)にあり、農業従事者 の高齢化も進んでいます。

下の表は、農業従事者の年代と後継者の従事状況を示したものです。60代以上の農業従事者の割合が全体の3分の2を占め、後継者がいる農家は全体の2分の1以下となっています。

このように農家の高齢化や後継者不足などにより、支え手・労働力の確保が喫緊の課題となっています。

農業従事者の年代・後継者の農業従事状況 について





3 農の学校開校の経緯

練馬区では、これまでも農家の高齢化などによる労働力低下に対応するため、農に関わる人材の育成を目的に「農作業ヘルパー・援農ボランティア養成研修」や「フォローアップ研修」を実施してきました。これらの事業は、人材の育成という観点では一定の成果を得ることができましたが、支え手を必要とする農業者との信頼関係の構築や農業者が求める技術水準と支え手が持つ技術水準の不一致などの課題があり、活用があまり進んでいませんでした。

こうした状況を踏まえ、都市農業・農地を支え ていくための人づくりおよび育成した人材を活か す仕組みづくりを進めてきました。

平成24年3月に「(仮称)練馬区農の学校基本計画」を、平成25年3月に「(仮称)練馬区農の学校実施計画」を策定するとともに、区、農業者、農協、農業委員会等で構成される協議会を組織し、農の学校の仕組みづくりに必要な情報の収集や意見交換など議論を重ねてきました。

そして、区民に農業の魅力と役割を伝え、農に 関心を持つ区民の中から農家を支える人材を育て るとともに、人材が活躍する場を提供する拠点と して、平成 27 年 3 月に「練馬区農の学校」を開 校しました。

4 農の学校の事業内容

農の学校では、目標や対象者に合わせて、3 コースを開設しました。

「初級コース」では、18歳以上の区民を対象に作付け方法から収穫までに必要な一連の基本的な作業方法のほか、管理や出荷に関すること、都市農業・農地の特徴など農業全般に必要なことを体験や講義で学びます。「中級コース」では、18歳以上の区民で初級コースの修了生または一定の農作業経験者を対象に、需要が高い農作業に必要な知識と作業手順、農業の歴史などを体験や講義のほか農家実習で学びます。

区は、これらのコースの修了生を「ねりま農サポーター」に認定し、支え手を必要とする農家とのマッチングを行っていきます。

また、「農とのふれあい・体験コース」は、子どもを含む区内在住の家族を対象とし、野菜の作付け体験や収穫体験を通じ、農の魅力や都市農業・農地の大切さを学ぶことで、都市農業の応援団となる区民の育成を目標としています。

練馬区農業体験農園の園主である区内農家が 各コースの講師となり、より実践的かつ実用的な 指導が行われています。講師の方々は、指導経験が豊富で教え方・伝え方に説得力があり、わかりやすい講義のため、受講生も真剣に取り組んでいます。

農の学校は、支え手を必要としている農家のニーズと農家を支えたいという区民の思いを上手く結びつけるところに大きな特徴があります。農の学校の修了生に活躍してもらうことが練馬区の農業にとって大きな支えとなるので、農家の需要を把握し、適切なマッチングを行っていきます。



実技講習の様子 (耕転)



実技講習の様子(播種)

5 今後の展開

平成 27 年度は 3 コースの運営で開始しましたが、来年度以降は、難度の高い農産物の栽培や反復作業による技術の正確さを深められるよう、新たなコースの設置を検討しています。

今後も、「農の学校」の事業をより充実させ、支 え手となる人材のスキルの向上を図っていきます。

本年4月、都市農業振興基本法が施行され、都市農業・農地の役割が法に位置付けられました。 新鮮な農産物を供給する機能だけでなく、環境保全や防災の機能、農業に親しむ場の提供などといった都市農業・農地の持つ多面的機能が着目されています。

多面的機能は、都市農業・農地があってはじめて都市住民が享受できるものです。都市農業・農地を支える農家や担い手の役割がますます重要になるものと考えています。

今後、練馬区における都市農業が発展・振興できるかは、農の学校における事業の成否にかかっています。都市部に暮らす人々の生活をより豊かにする重要な財産である都市農業・農地を保全するためにより一層努力していきます。